

## 三次市民バス 運賃の免除について

(運賃の免除)

**第9条** 条例第4条の規定により、次のいずれかに該当するときは、運賃を免除するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者が身体障害者手帳を提示したとき及びその介護人が介護のために乗車するとき。
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が精神障害者保健福祉手帳を提示したとき及びその付添人が付添いのために乗車するとき。
- (3) 療育手帳制度（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく療育手帳の交付を受けている者が療育手帳を提示したとき及びその介護人が介護のために乗車するとき。
- (4) 特定疾患治療研究事業実施要綱（昭和48年4月17日衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知）に基づく特定疾患医療受給者証の交付を受けている者が特定疾患医療受給者証を提示したとき及びその介護人が介護のために乗車するとき。
- (5) 介護保険法（平成9年法律第123号）第27条に規定する要介護認定を受けている者又は同法第32条に規定する要支援認定を受けている者が要介護状態区分を確認できる介護保険被保険者証を提示したとき及びその介護人が介護のために乗車するとき。
- (6) 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条第1項第3号から第5号までに規定する要介護状態区分と判定された者が要介護状態区分を確認できる介護保険被保険者証を提示したとき及びその介護人が介護のために乗車するとき。
- (7) 学校の統合条件等により通学及び通所の目的で運行する便に乗車する生徒又は児童が、三次市民バス無料利用者証（様式第2号）を提示したとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

（「三次市民バス運行条例施行規則」より抜粋）